

京都市国際交流会館条例の一部を改正する条例（平成17年3月25日京都市条例第64号）（総務局国際化推進室）

京都市国際交流会館の使用料の適正化を図るため、これを次のとおり改定することとしました。

1 イベントホール、会議室、研修室及び別館の使用料

区 分		使 用 料						
		午 前		午 後		夜 間		
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	
イベントホール	日曜日、土曜日及び休日	円 19,400	円 22,300	円 25,000	円 32,500	円 29,100	据置き	
	その他の日	16,200	18,600	20,800	27,000	24,300	据置き	
会議室	特別会議室	日曜日、土曜日及び休日	20,800	据置き	27,700	30,500	32,300	29,100
		その他の日	17,300	据置き	23,100	25,400	26,600	23,900
	第1会議室及び第2会議室	日曜日、土曜日及び休日	3,500	4,200	4,600	6,000	5,400	5,900
		その他の日	2,900	3,500	3,800	4,900	4,400	4,800
	第3会議室及び第4会議室	日曜日、土曜日及び休日	2,900	3,500	3,700	4,800	4,300	4,700
		その他の日	2,400	2,900	3,200	4,200	3,600	4,000
研 修 室	日曜日、土曜日及び休日	6,900	8,300	9,000	11,700	10,400	11,400	
	その他の日	5,800	7,000	7,600	9,900	8,700	9,600	
別 館	日曜日、土曜日及び休日	9,700	11,600	12,500	16,300	13,900	15,300	
	その他の日	8,100	9,700	10,400	13,500	11,600	12,800	

2 駐車場の使用料

改正前	改正後
1時間以内につき 300円	1時間以内につき 400円
1時間を超えるときは、超える時間1時間までごとに200円を加えた額	1時間を超えるときは、超える時間30分までごとに100円を加えた額

この条例は、平成17年4月1日から施行することとしました。

なお、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例によることとさせていただきます。

京都市国際交流会館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 榎本 頼兼

京都市条例第64号

京都市国際交流会館条例の一部を改正する条例

京都市国際交流会館条例の一部を次のように改正する。

「

円	円	円
19,400	25,000	29,100
16,200	20,800	24,300
20,800	27,700	32,300
17,300	23,100	26,600
3,500	4,600	5,400
2,900	3,800	4,400
2,900	3,700	4,300
2,400	3,200	3,600
6,900	9,000	10,400
5,800	7,600	8,700
9,700	12,500	13,900
8,100	10,400	11,600
1時間以内につき300円		
1時間を超えるときは、超える時間1時間までごとに200円を加えた額		

別表備考以外の部分中

を

」

22,300	32,500	29,100
18,600	27,000	24,300
20,800	30,500	29,100
17,300	25,400	23,900
4,200	6,000	5,900
3,500	4,900	4,800
3,500	4,800	4,700
2,900	4,200	4,000
8,300	11,700	11,400
7,000	9,900	9,600
11,600	16,300	15,300
9,700	13,500	12,800
1時間以内につき		400
1時間を超えるときは、超える時間30分までごとに100円を加えた額		

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(総務局国際化推進室)